

仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (平成 27-29 年度計画) 中間案 [概要]

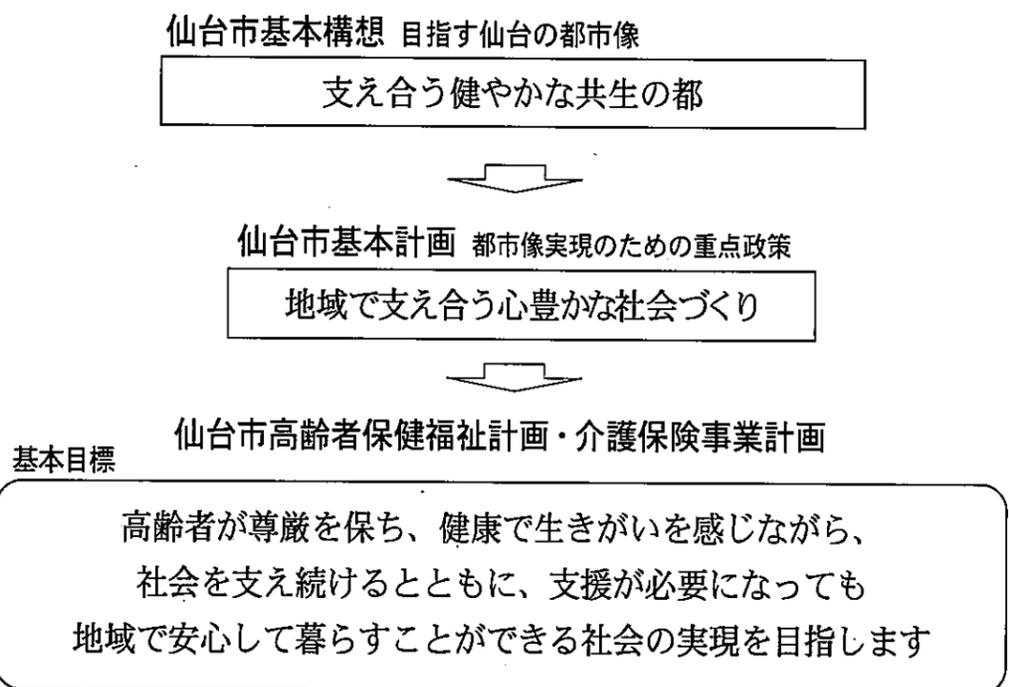
1 計画策定の趣旨

老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢者保健福祉施策の推進及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関し定めるとともに、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、地域包括ケアシステムの構築を見据えた新たな視点により、平成27年度から平成29年度までを計画期間とし策定するものです。

2 本市の高齢者を取り巻く現状

65歳以上の高齢者人口(第1号被保険者)		
(平成26年)	(平成29年推計)	(平成37年推計)
220,755人	→ 241,512人	→ 277,452人
要介護等認定者数		
(平成26年)	(平成29年推計)	(平成37年推計)
40,746人	→ 46,816人	→ 62,458人
認知症高齢者数(推計)		
(平成26年)	(平成29年)	(平成37年)
33,113人	→ 36,227人	→ 41,618人

3 計画の位置付けと基本目標



4 高齢者保健福祉施策の推進「8つの柱」

施策の推進にあたっては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・日常生活の支援が、包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指します。

① 高齢者の社会参加・生きがいの促進

高齢者が生きがいを感じながら、社会を支える役割を担うことができるよう、社会参加活動の促進や就労機会の確保などの取り組みを進めていきます。

社会参加活動の推進
多彩な生涯学習の展開

② 介護予防に積極的に取り組める環境の整備

高齢者となっても、心身ともに健康で生きがいを感じながら積極的に社会参加できるように介護予防・健康づくりの取り組みを一層進めていきます。

からだの健康づくり
こころの健康づくり など

③ 地域における支え合いの体制づくり

日常生活上の支援が必要となっても安心して暮らし続けることができるよう、住民や関係機関等の様々な主体が参画し、多様な生活支援サービスを充実することで、地域における支え合いの体制づくりを進めていきます。

地域の関係機関による支援の充実
在宅生活を支える多様な支援
高齢者虐待の防止と権利擁護

④ 地域で認知症の方とその家族を支える体制の整備

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症に対する理解を広め、地域で認知症高齢者を支える体制の整備を進めていきます。

認知症の方とその家族への支援
保健、医療、福祉の専門職による支援 など

⑤ 多職種連携による在宅での療養・介護提供体制の構築

高齢者が在宅生活を継続することができるよう、地域ケア会議などを通じて、医療や介護などの様々な専門職が連携し、支援していきます。

多職種連携による支援体制の充実
地域包括支援センターの機能強化
専門職のマネジメント機能の充実

⑥ 日常生活圏域を中心とした介護サービス基盤の整備

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続け、必要な時に適切な介護サービスを受けることができるよう、介護サービス基盤の整備を計画的に進めていきます。

特別養護老人ホーム等介護サービス基盤の整備
多様な居住基盤の整備 など

⑦ 将来にわたる介護人材の確保

将来にわたって介護人材が質・量ともに確保され、介護サービスが安定的に提供されるよう、関係機関・団体などと連携しながら取り組みを積極的に進めていきます。

サービスを担う人材の確保
質の高いサービス提供のための資質向上
など

⑧ 多様な生活ニーズに対応した快適で安心できる暮らしの確保

高齢者の多様な生活ニーズに対応した居住環境の整備を推進するとともに、生活支援サービスの充実などにより、安心して暮らしを確保していきます。

サービス付き高齢者向け住宅の整備
ひとにやさしいまちづくりの推進 など

5 介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業)の実施

要支援者に対する訪問介護及び通所介護の新しい総合事業への移行にあたっては、利用者が引き続き安心してサービスを受けられるよう、体制づくりを進めていきます。

6 介護サービス基盤の整備目標

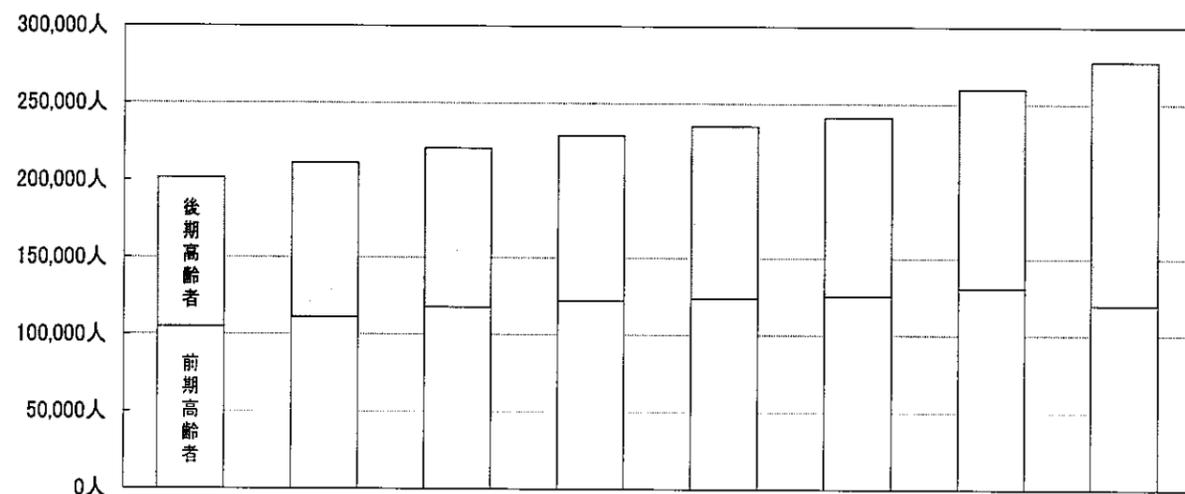
計画期間(平成27~29年度)内の整備量の目標は、次のとおりです。

特別養護老人ホーム	700人分
介護老人保健施設	360人分
認知症高齢者グループホーム	360人分
特定施設入居者生活介護	360人分
小規模多機能型居宅介護事業所	12事業所

7 平成27年度～平成29年度における介護保険事業に係る見込み

(1) 第1号被保険者

第1号被保険者(65歳以上の方)は今後も増加する見込みです。
平成26年 約22万1千人 ⇒ 平成29年 約24万2千人

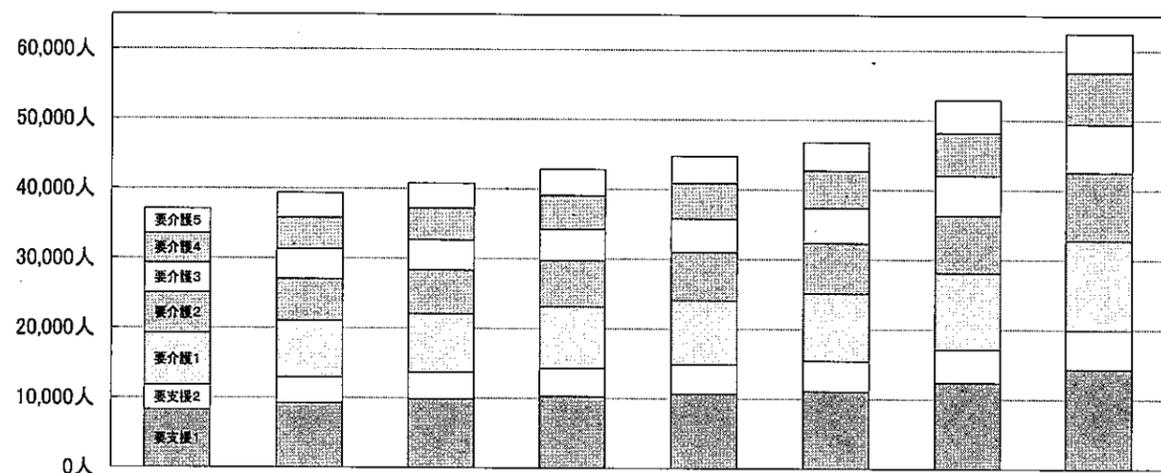


区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年
前期高齢者	105,063人	111,056人	117,689人	122,048人	123,792人	125,536人	130,768人	119,610人
後期高齢者	96,691人	100,152人	103,066人	107,168人	111,572人	115,976人	129,179人	157,842人
計	201,754人	211,208人	220,755人	229,216人	235,364人	241,512人	259,947人	277,452人

※平成24～26年は実績(各年10月1日現在)、平成27～29・32・37年は推計

(2) 要介護等認定者

要介護等の認定を受ける方も増加する見込みです。
平成26年 約4万1千人 ⇒ 平成29年 約4万7千人



区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年
要介護5								
要介護4								
要介護3								
要介護2								
要介護1								
要支援2								
要支援1								
計	37,039人	39,359人	40,746人	42,760人	44,788人	46,816人	52,886人	62,458人

※平成24～26年は実績(各年10月1日現在)、平成27～29・32・37年は推計

(3) 保険給付費等の見込み

現時点での試算額です。今後、制度改正の詳細確定に伴い、変動することがあります。

保険給付費等の費用として2,109億円が見込まれます。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27～29年度計	(参考)第5期計	
保険給付費	居宅サービス等	345億円	337億円※ -2.3%	357億円 +5.9%	1,039億円	912億円
	施設サービス	182億円	189億円 +3.8%	203億円 +7.4%	574億円	573億円
	地域密着型サービス	80億円	118億円※ +47.5%	128億円 +8.5%	326億円	183億円
	高額介護サービス等	38億円	41億円 +7.9%	43億円 +4.9%	122億円	96億円
	小計	645億円	685億円 +6.2%	731億円 +6.7%	2,061億円	1,764億円
地域支援事業	15億円	16億円 +6.7%	17億円 +6.3%	48億円	46億円	
合計	660億円	701億円 +6.2%	748億円 +6.7%	2,109億円	1,811億円	

※利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所が、平成28年度から地域密着型サービスに移行されることに伴う増減を含む

(4) 平成27年度～平成29年度の第1号被保険者の保険料

現時点での試算額です。今後、制度改正の詳細確定に伴い、変動することがあります。

現行の基準額 5,142円/月 ⇒ 次期の基準額 5,649円/月
(+ 507円、9.9%)

平成24年度～平成26年度(第5期)の保険料

区分	段階	対象者	保険料 (月額換算)	基準額に対する割合
基準額より 軽減される方	1	生活保護を受給している方 世帯員全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方	2,571円	0.5
	2	世帯員全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方(第1段階に該当する方を除く。)	2,571円	0.5
	3	世帯員全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超え、120万円以下の方(第1段階に該当する方を除く。)	3,342円	0.65
	4	世帯員全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方(第1段階に該当する方を除く。)	3,857円	0.75
	5	本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税の方がいる場合)で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	4,371円	0.85
基準額	6	本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税の方がいる場合)で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方	5,142円	1.0
基準額より 増額される方	7	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	5,656円	1.1
	8	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	6,428円	1.25
	9	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	7,713円	1.5
	10	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	8,484円	1.65
	11	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	9,513円	1.85
	12	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上の方	10,284円	2.0

第1号被保険者の負担率:約21%

平成27年度～平成29年度(第6期)の保険料(試算額)

区分	段階	対象者	保険料 (月額換算)	基準額に対する割合
基準額より 軽減される方	1	生活保護を受給している方 世帯員全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方	2,825円	0.5
	2	世帯員全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方(第1段階に該当する方を除く。)	2,825円	0.5
	3	世帯員全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超え、120万円以下の方(第1段階に該当する方を除く。)	3,672円	0.65
	4	世帯員全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方(第1段階に該当する方を除く。)	4,237円	0.75
	5	本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税の方がいる場合)で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	4,802円	0.85
基準額	6	本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税の方がいる場合)で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方	5,649円	1.0
基準額より 増額される方	7	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	6,214円	1.1
	8	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	7,062円	1.25
	9	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	8,474円	1.5
	10	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	9,321円	1.65
	11	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	10,451円	1.85
	12	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上の方	11,299円	2.0

第1号被保険者の負担率:約22%